

## 大和市一般委託業務契約における最低制限価格取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する委託契約（工事に係る委託業務を除く。以下「一般委託業務」という。）に係る競争入札における極端な低入札による受注を防止するため、大和市契約規則（昭和55年大和市規則第38号）第15条第1項の規定による最低制限価格の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 最低制限価格を設定する契約は、一般委託業務のうち、継続的に人員配置が必要な請負契約で低価格により適正な業務の実施が困難となることが懸念される次の業務の契約とする。

- (1) 建物清掃業務
- (2) 警備業務（機械警備業務を除く）
- (3) 施設運転管理業務
- (4) 窓口受付等業務
- (5) 給食業務
- (6) その他特に必要と認めたもの

### (最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、算定した額に1万円未満の端数があった場合は、切り捨てるものとする。

### (落札候補者の決定)

第4条 最低制限価格を下回る価格による入札が行なわれた場合は、当該入札は無効とし、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者とする。

### (告知)

第5条 最低制限価格を適用する案件については、入札公告又は指名通知書において、その旨を公表する。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格の設定に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要領は、平成22年5月6日から施行し、同日以後に入札の公告を行う契約について適用する。